

児童相談体制等検討会に係る調査回答（主な意見）

1 保有資源の共同活用等

(1) 人材の確保・育成

○ 人事交流の強化

区市町村から都への派遣だけでなく、都から区市町村への職員派遣

中堅職員以上の短期・長期の人事交流

都から区市町村への派遣は必要だと考えるが、都も職員の確保が困難な今の状況では難しい

○ 都からのスーパーバイザーによる育成

都のスーパーバイザーによるサポート体制の構築

児童福祉司との同行訪問や面接の同席等

都の児童相談センターに専門的な相談に応じる専門相談室を設置（テレビ会議導入等）

○ 研修の強化

研修の共同開催

立入調査、困難な保護者への面接など実践的な研修の共同実施

研修計画や情報の相互共有

対応困難事例等の共有や各種マニュアル作成の協働

島しょ部などの遠隔地のための研修のネット配信やDVD貸出

(2) 保有する施設や機能の相互活用

○ 共同実施

保護者支援プログラムや心理グループケアの共同実施

保護者支援の一部（カウンセリングや家族療法等）や被害確認面接等を共同で外部委託

○ 都の施設や事業の活用

都の治療指導課で実施している宿泊治療指導や親子再統合プログラムを区市町村も活用

非常勤医師、協力弁護士制度を区市町村も活用

都で実施しているメンタルフレンド制度を区市町村も活用

都で開催している児童相談所長会議などへの区の児童相談所の参加

○ 区市町村の施設や事業の活用

一時保護所のひっ迫解消のため、区市町村が施設を設置し、都が一時保護委託先として活用

一時保護所の恒常的な定員超過解消のため、区市町村の施設を活用

児童相談所設置に向けて整備が進んでいる施設を開設準備が整うまで児童相談体制の強化に活用

子供家庭支援センター内に都の児童相談所の機能拠点を設置

各区市町村にサテライトオフィスを設置、児童相談所の支所・分室機能を持たせる

区市町村の施設を活用して、都と区市町村が共同で児童相談業務を運営

要支援家庭を対象としたショートステイ事業の拡大、区市町村間での相互利用

家族再統合のための親子宿泊に区市町村の母子生活支援施設を活用

2 効果的な情報共有・伝達方法・広域連携

(1) ICT等の活用

都と区市町村のシステムを活用した情報共有

スカイプやテレビ会議などのICTの活用

リスクの自動判定、傷あざ等の簡易判定などのケース対応に資するICTの活用

ICTを活用した情報共有を進める場合の個人情報保護との整理が必要

国の研究に基づいたICT活用の検討

相談事例などをインターネットで共有できるといい

(2) 東京ルールの見直し・確認

逆送致や指導委託など新たな東京ルールの実施状況や具体的事例の共有を踏まえた再調整

リスクアセスメントシートの見直し

都と区市町村による共同調査の仕組みの検討

都、区の子童相談所、子供家庭支援センターの3つの機関による新たな東京ルールの検討

3 その他

18歳を超えた場合の切れ目のない支援体制の構築

家庭的保育者やファミリーサポート事業協力家庭での一時保護委託の提供

安全確認機能の共同外部委託

都、区の子童相談所全体の広域調整を行う中央子童相談所機能の構築

子供家庭支援センターと子童相談所が両輪となるための在宅サービスメニューの充実

里親委託率向上のための取組（職業里親の導入等）